

フリーランス法の施行を踏まえて

シルバー人材センターの契約方法を見直します

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されました。この法律の趣旨※を踏まえ、令和8年4月から以下のとおり**契約方法の見直しを行う予定です**。

現行の契約方法では、シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける方式であり、**お客様と会員との間に直接契約関係が生じる方式になっていません（図1）**。

このため、厚生労働省から、お客様と会員との間に直接契約関係が生じる方式となるよう契約方法を見直し、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、**安心・安全に就業できる環境を整備するよう方針が示されています（図2）**。

シルバー人材センターを利用されるお客様におかれましては、契約方法の見直しにつきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 見直しのイメージ

図1

【現行】

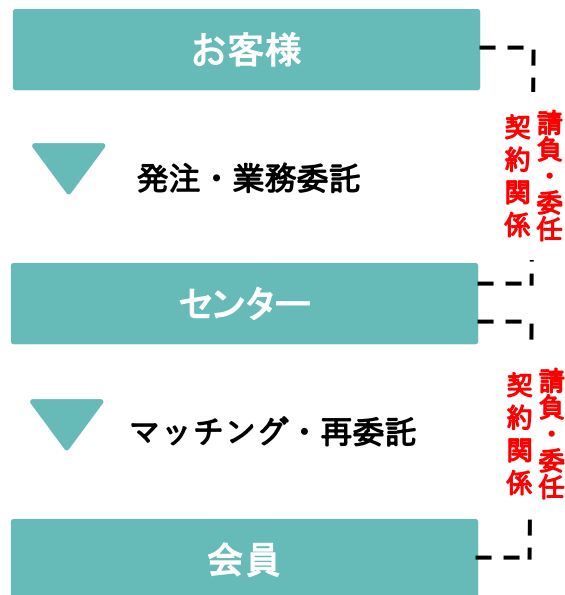
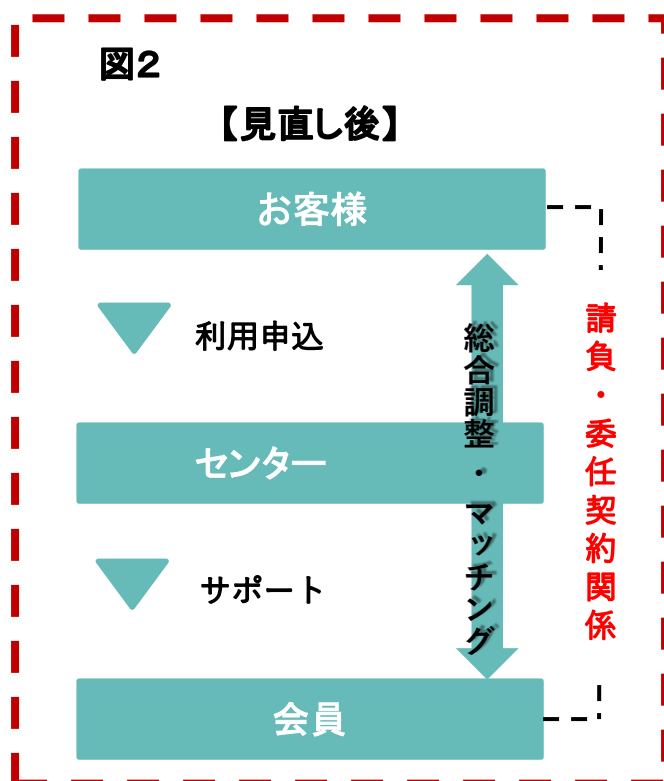


図2

【見直し後】



※フリーランス法とは？

フリーランス（「シルバーの会員」も該当）が、安心・安全に就業できる環境を整備するための法律です。

フリーランスに対して事前に報酬などの必要事項を明示することが、お客様に義務付けられています。

契約方法の見直しによる主な変更点

■ 発注～契約についての変更点

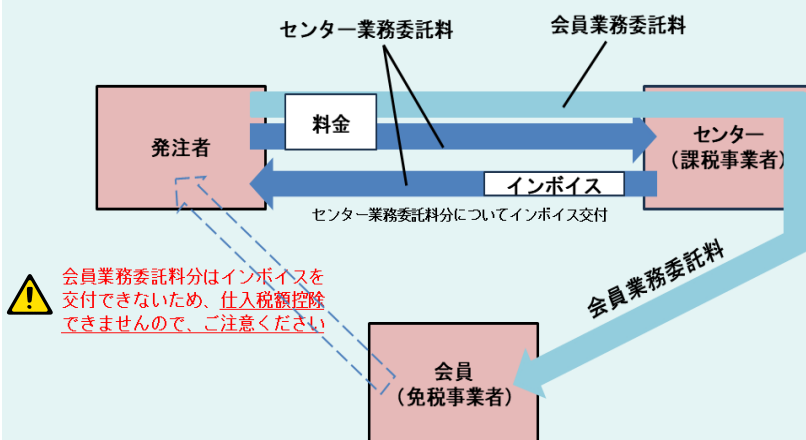
現行	見直し後
①お客様は、センターへ発注し、必要に応じて利用契約を締結	①お客様は、「 センター利用規約 」をご確認のうえ、センターへ利用申し、「 利用契約 」を締結
②センターは、会員に再発注	②センターは、会員に就業条件を明示し、会員から同意を得る
※①+②では お客様と会員との間に直接契約関係が生じません （表面：図1）	※①+②で お客様と会員との間に直接契約関係が生じます （表面：図2） ※お客様の作業は生じません

■ 適格請求書、消費税の課税関係についての変更点

現行	見直し後
センターは発注者へ、適格請求書（インボイス）を発行	センターは発注者へ、 適格請求書（インボイス） と 非適格請求書 が併記された請求書を発行
	適格請求書・・・センター業務委託料 非適格請求書・・・会員業務委託料

センターがお客様からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬＝配分金等）」「センター業務委託料（事務費等）」の2つで構成されています。このうち、「**会員業務委託料**」については、**新たな契約方法では、センターを経由しますが、お客様が会員に対して支払う形となります。**そのため、センターは、「センター業務委託料」については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」についてはインボイスを交付することができません。この場合、**本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になります。**が、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「**消費税免税事業者**」であるためインボイスを発行することができません。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

料金に係る消費税の課税関係



※お客様が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ① 個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ② 簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③ 官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い